

林道工事検査実施細則

第1章 総 則

(目 的)

第1章 この林道工事検査実施細則（以下「実施細則」という。）は、「国有林野事業特別会計請負工事監督・検査実施要領」（昭和49年4月8日付け49林野経第157号林野庁長官通達。以下（「実施要領」という。）第28条の規定に基づき東北森林管理局にける林道請負工事の検査（実施要領24条に定める検査をいう。以下同じ。）に関する技術的基準を定めたもので、検査の厳正、的確を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 林道請負工事の検査業務は、他の法令及び実施要領等に定めるもののほか、この実施細則によって行わなければならない。

第2章 検 査

(検査の準備)

第3条 検査に当たっては、総括的に工事の実行経過を把握するため、次の事項について調査しなければならない。

- (1) 契約書、契約約款、実施要領第2条(5)に定める設計図書等（以下「設計図書」という。）の内容
- (2) 実施要領第6条に定める監督職員の指示及び承諾事項
- (3) 着工及び完成の年月日並びに工期延長の有無とその内容
- (4) 工期中における設計変更の有無及びその内容
- (5) 工期中における災害の有無及び被害状況並びにその措置、補償等の内容
- (6) 実施要領第8条に定める監督職員の工事材料検査の内容
- (7) 実施要領第9条に定める監督職員の立会いの内容
- (8) 施工管理の状況及び安全管理の指導状況
- (9) 指定部分完了検査を実施している場合は、その検査内容
- (10) 現場説明の内容
- (11) 工事資材調達の地点
- (12) その他必要事項

第4条 検査に当たっては、実施要領第19条から第22条に定める証拠図書類について作成整備状況を確認しなければならない。

(検査の方法)

第5条 検査に当たっては、第3条の検査及び第4条の確認に基づいて、給付の内容が当該契約の内容に適合しているか実地について検査しなければならない。

ただし、外部から明視できない部分については、工事記録及び記録写真等によって確認するものとするが、必要に応じて掘り起こし検査若しくは一部破壊検査

を行わなければならない。

- 2 検査は、別紙「林道工事検査基準」によって行うものとする。
- 3 林道工事検査基準にない項目については、類似工種の検査基準若しくは出来形管理基準等を準用することが出来るものとする。

(合否の判断)

第6条 検査の結果については、次により合否の判断を行うものとする。

- (1) 別紙「林道工事検査基準」において合格の基準が定められているものについては、規格値を外れたものは不合格とする。
- (2) 出来形を計測以外の方法で検査する場合は、第4条の確認を行うほか、出来形の部分的全体的仕上がり状態を確認したうえで、林道の機能、構造上の目的を達成しているかを総合的に判断して、合否の判断をするものとする。

(検査器具)

第7条 出来形を計測によって確認する場合は、原則として次の方法によるものとする。

- (1) 交角の計測は、最小読定値5分以内のトランシットを用いる。
- (2) 施工基面、計画高等の計測は、レベルを用いる。
- (3) 距離、幅員、寸法線の長さ等の計測は、スチールテープ、エスロンテープ等の伸縮の少ないテープを用いる。ただし、切取法長等でテープによる計測が困難な場合は測竿又はポールを用いることができる。
- (4) 切土、盛土、残土、工作物等の法勾配の計測は、スラントルール又はこれと同等以上の器具を用いる。
- (5) コンクリート表面強度の計測は、シュミットハンマーを用いる。
- (6) その他工程については、目的に適合する器具を用いる。

第3章 検査結果の措置及び報告

(設計図書等と出来形の不一致)

第8条 検査の結果、設計図書等と出来形の不一致を認めるときは、次によりすみやかに所定の措置をとらなければならない。

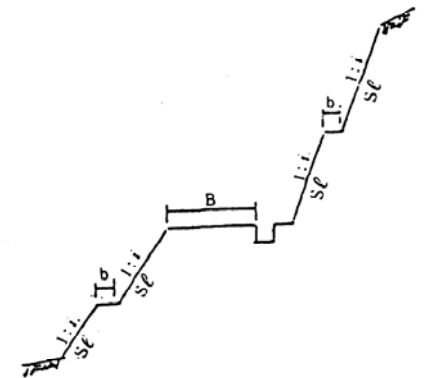
- (1) 検査の結果不合格と認めるときは、その理由及び措置についての意見を付し、支出負担行為担当官等（実施要領第2条(2)の支出負担行為担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (2) 前号の場合で、給付が当該契約の内容に適合しないと認められるときであっても、その内容が軽微なときは、検査職員が直ちに手直しを命じ、その手直し結果を確認のうえ、合格とすることができる。

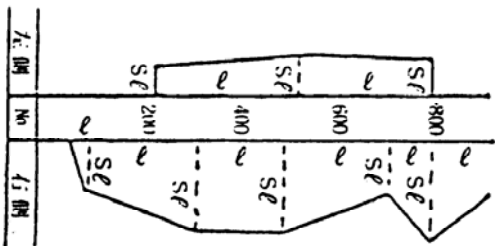
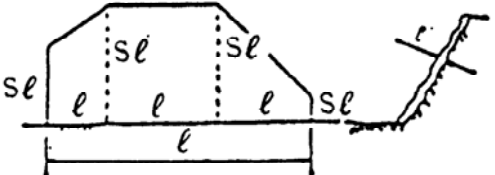
(検査報告)

第9条 検査を終了したときは、実施要領第27条に基づき支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

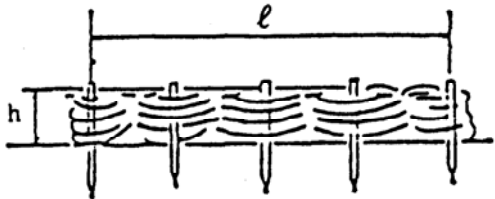
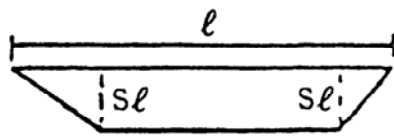
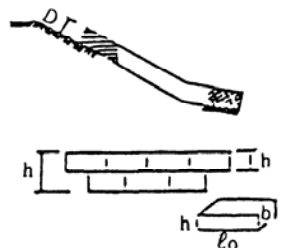
林 道 工 事 検 査 基 準


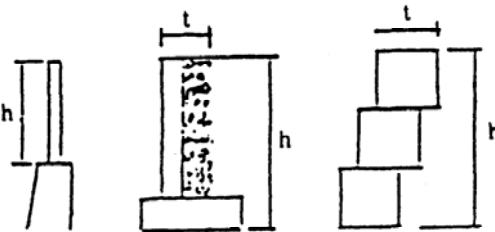
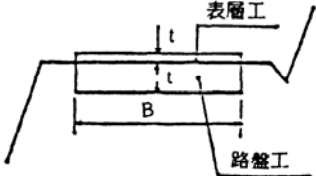
区分	工 種	項 目	検査箇所並びに範囲	検 査 方 法	合 格 の 認 定	測 定 箇 所 等	
土	中心線	I P の位置	全 I P の10%以上	トランシットによる	交角±30分以内		
				コンパスによる	交角±1度以内		
		I P 間の距離 (L)	L ≤ 40m	全 I P の10%以上	テープによる		±20cm以内
			L > 40m				±0.5%以内
		T L . S L 間の距離	I P 検査箇所	テープによる	±10cm以内		
		測点間の距離	1 kmについて5箇所以上	テープによる	±10cm以内		
中心線の寄り (e)	測点検査箇所	±10cm以内					
施工基面等	水準基標	B M 間 1 箇所以上又は50%以上	レベルによる	±10cm以内			
	施工基面高	1 kmにつき1箇所以上 1箇所5点以上	B M からレベルによる	±10cm以内			
工	切土、土取場、 盛土、残土処理場	幅員 (B)	B < 10m	200mにつき1箇所以上	テープ、測竿、ポールによる	0 ~ +20cm以内	のり長及びのり勾配は、のり勾配の変化点ごとにのり頭及びのり尻まで測定する
			B ≥ 10m			0 ~ +40cm以内	
		小段 (b)	200mにつき1箇所以上	テープ、測竿、ポールによる	±10cm以内		
		のり長 (S l)	S l < 10m	切土、盛土共200mにつき1箇所以上	テープ、測竿、ポールによる	±20cm以内	
			S l ≥ 10m			±5%以内	
		のり勾配 (i)		スラントルールによる	±5厘以内		
土質区分	200mにつき1箇所以上	土質区分表による	妥当と認められる場合				


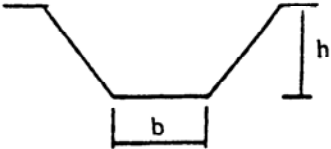
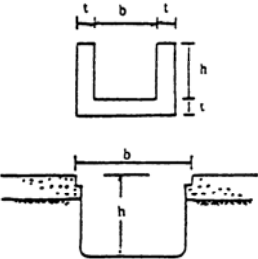
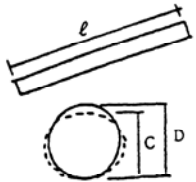
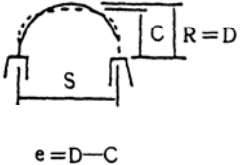


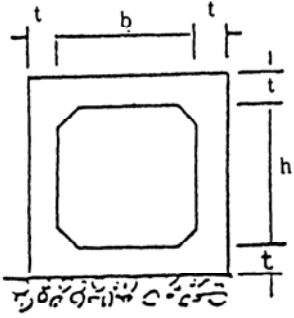
区分	工種	項目	検査箇所並びに範囲	検査方法	合格の認定	測定箇所等	
土	植生工	区間長 (l)	全面積の20%以上	テープ、測竿、ポールによる	-10cm以内	区間長は変化点間の延長を測定する 	
		のり長 (S_l)			$S_l < 4m$		±20cm以内
					$S_l < 4m$		±5%以内
		植被率	全面積の20%以上 (1,000㎡について1箇所以上、ただし5,000㎡以上は5箇所)	70%以上			
工	セメントモルタル吹付工	区間長 (l)	$l < 10m$	全面積の30%以上 (厚さについては200㎡に1箇所、ただし、1,000㎡以上は5箇所)	テープ、測竿、ポールによる	-5cm以内	区間長は変化点間の延長を測定する 
			$l \geq 10m$			-0.5%以内 最大-10cm以内	
		のり長 (S_l)	-2%以内				
		厚さ (t)	$t < 5cm$	吹付厚確認用測定ピン等により確認	-1cm以内	吹付面の凹凸が著しい場合の最少吹付厚は、設計厚の50%以上とする	
			$t \geq 5cm$		-2cm以内		
		特殊モルタル吹付工	区間長 (l)	$l < 10m$	施工箇所の30%以上		
$l \geq 10m$	-0.5%、最大-10cm以内						
のり長 (S_l)	-2%以内						
接着強度	施工箇所の30%以上 (500㎡につき3箇所以上、ただし、1,000㎡以上は6箇所)		$\delta 28=8kg/cm^2$ 以上とする。これを下廻る確率1/4以内、かつ接着強度を下廻る確率が1/20以内				

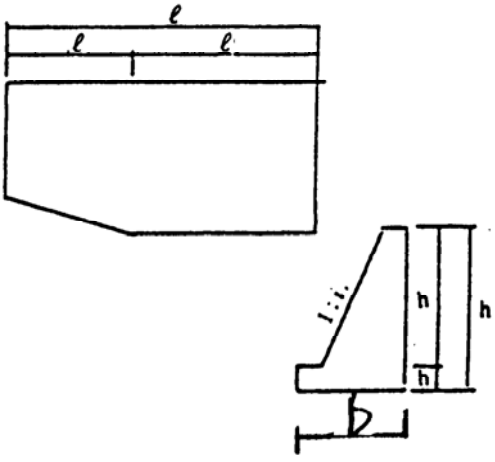
区分	工種	項目	検査箇所並びに範囲	検査方法	合格の認定	測定箇所等	
土	特殊モルタル吹付工	重ね合わせの程度	施工箇所の30%以上 (500㎡につき2箇所以上、ただし、1,000㎡以上は4箇所)	テープ、測竿、ポールによる	金網、ヤシマット ~0cm以上		
		金網の結束間隙			±20%以内		
		アンカー釘			(2m×2m) 1箇所の本数 -20%以内		
		吹付量	客土	施工箇所の30%以上 (500㎡につき6箇所以上)	所定厚の±20%以内		所定厚は設計仕様による
			ロックメント	施工箇所の30%以上 (500㎡につき10箇所以上)	所定厚の±20%以内		
種吹付	施工箇所の30%以上	植生工に準ずる					
工	コンクリートブロック張又はよう壁、石張工、又は石積よう壁練石張及び空石張開きよ	延長 (ℓ)	ℓ < 10m	全箇所の30%以上 延長は1箇所、その他は端、中央、端を測定する	テープによる	-5cm以内	
			ℓ ≥ 10m			-0.5%以内 最大-10cm以内	
		のり長 (Sℓ)	-5cm以内				
		のり勾配 (i)	スランートルールによる		±2厘以内		
		厚さ	面から裏込めまで (a)		テープによる	-2cm以内	
		厚さ (裏込コンクリート)			-3cm以内		
		〃 (裏込礫)			-5cm以内		
		積石寸法			仕様に適合する場合		

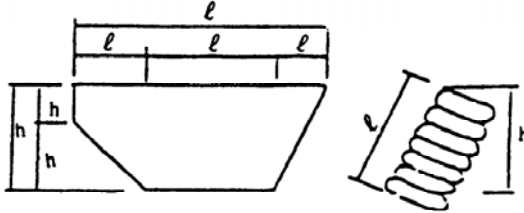
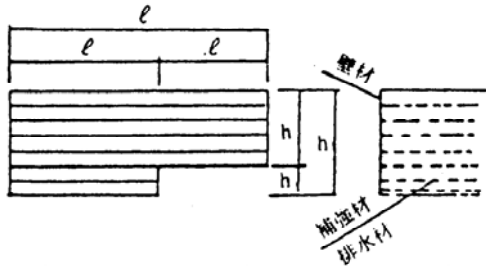
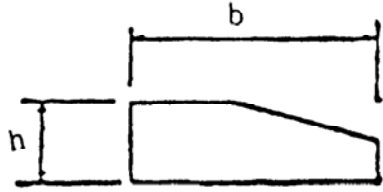
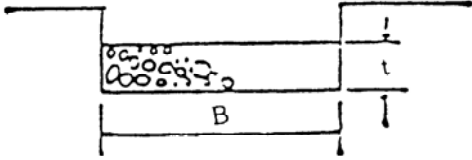
区分	工種	項目	検査箇所並びに範囲	検査方法	合格の認定	測定箇所等	
土		胴込・裏込 コンクリートの品質	全箇所の30%以上 延長は1箇所、その他は端、中央、端を測定する	テープによる	品質良好で突固めが十分な場合		
		裏込礫の品質			仕様に適合する場合		
	編柵工	延長 (ℓ)	ℓ < 10m	全箇所の20%以上	テープによる		-20cm以内
			ℓ ≥ 10m				-2%以内
		柵高 (h)	-3cm以内				
		材料の品質・規格	仕様に適合する場合				
		杭間隔	±20cm以内				
		杭の使用本数	(延長/杭間隔) + 1本以上				
	岩座張工	延長 (ℓ)	全箇所の20%以上	テープによる	-10cm以内		
		のり勾配 (i)			スラントルールによる		
のり長 (Sℓ)		テープによる			-10cm以内		
工	鉄線かご かごよう壁 簡易鋼製土留 よう壁	布設 (寸法)	延長	1箇所換算又はテープ、 測竿、ノギスによる	-1%以内		
			高さ (h)		-5cm × 段数以内		
		中詰礫の品質・規格	仕様に適合する場合				
		品質	仕様に適合する場合				

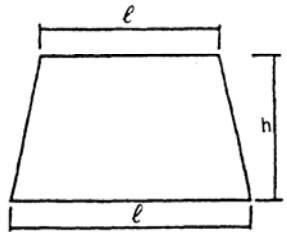
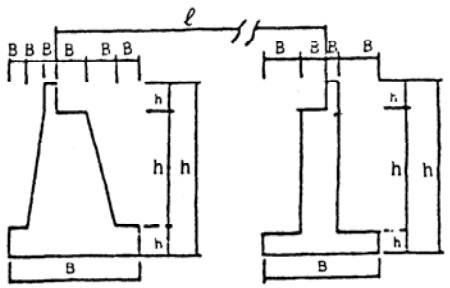
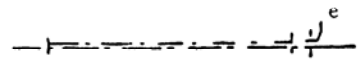
区分	工種	項目	検査箇所並びに範囲	検査方法	合格の認定	測定箇所等	
土	落石防止網	区間長 (ℓ)	ℓ < 10m	全箇所の30%以上 縦ロープの間隔は最大延長の箇所 所で測定する 浮石の有無・伐採区域の確認を 含む	テープ・ノギスによる	-10cm以内	
			ℓ ≥ 10m			-1%以内 最大20cm以内	
		縦・横ロープ間隔	-10cm以内				
		のり長 (Sℓ)	-2%以内				
		法面整理	不都合が無い場合				
		アンカーポールの 布設状態	不都合が無い場合				
		品質規格	使用に適合する場合				
工	落石防止柵工 鋼製よう壁工	延長 (ℓ)	ℓ < 10m	全箇所の50%以上 高さ、厚さについては1施工箇 所当たり2箇所以上	テープによる	-5cm以内	
			ℓ ≥ 10m			-5%以内 最大-10cm以内	
		高さ (h)	-5cm以内				
		厚さ (t)	-2cm以内				
		柵、よう壁及び 石材の品質規格	仕様に適合する場合				
路盤工	路盤工	幅 (B)	200mにつき1箇所以上 平均値は、設計値以上である事	テープ、ポール等による	-5cm以内		
		厚さ (t)			-10%以内		
		品質・規格			仕様に適合する場合		

区分	工 種	項 目	検査箇所並びに範囲	検 査 方 法	合 格 の 認 定	測 定 箇 所 等
土 工	ガードレール ガードケー ブル	長さ (ℓ)	全箇所の20%以上	テープ、ノギスによる	-0.2%以内	
		高さ (h)			± 3 cm以内	
		品質規格			仕様に適合したもので 不都合が無い場合	
排	側溝 (素堀)	高さ (h)	300mにつき 1箇所以上	テープによる	- 5 cm以内	
		幅 (b)			- 5 cm以内	
		延長 (ℓ)			- 10cm以内	
水 施	側溝 横断溝 開きよ (コンクリ ート) 鋼製	高さ (h)	側溝300mについて 1箇所以上 横断溝・開渠～施工箇所の50% 以上	1 箇換算又はテープに よる	- 2 cm以内	
		幅 (b)			- 2 cm以内、鋼製の場合 (- 3 cm以内)	
		厚さ (t)			- 1 cm以内 (コンクリート製)	
		延長			- 0.1%以内 最大 - 2 cm以内	
設	コンクリート 管工 (ヒュー ム管を含む)	延長 (ℓ)	全箇所の50%以上	1 箇換算又はテープに よる	- 0.1%以内	
		内径			仕様に適合した場合	
		たわみ			1 %以内	
工	コルゲートパ イプ 合成樹脂管	延長 (ℓ)	管径2.0m以上～全箇所 管径2.0m未満～全施工箇所の 50%以上 布設勾配、布設方向通り (縦・横方向) を含む	テープ、ノギス等による	- 0.1%以上	
		変形量			正規直径の±10%以内 合成樹脂は径の20%以 内	

区分	工 種	項 目	検査箇所並びに範囲	検 査 方 法	合 格 の 認 定	測 定 箇 所 等
排	コルゲートパイプ 合成樹脂管	スパン (S)	管径2.0m以上～全箇所 管径2.0m未満～全施工箇所の 50%以上 布設勾配、布設方向通り (縦・横方向) を含む	テープ、ノギス等による	±2%以内 (アーチ型に適用)	
		たわみ			施工延長の1%以内	
		板厚			仕様に適合したもの	
		ボルトの締付			十分に締付けられているとき	
水 施 設	ボックス カルバート工	延長 (ℓ)	全施工箇所	1 箇換算又はテープによる	ℓ < 20m - 5 cm 以内	
					ℓ ≥ 20m - 10cm 以内	
		高さ (h)			± 3 cm 以内	
		内のり幅 (a)			- 3 cm 以内	
		厚さ (t)			- 2 cm 以内	
		工			流末工 れき暗きよ	
幅 (b)	- 5 cm 以内					
高さ (h)	- 1 cm 以内					
石材等の品質規格	仕様どおりの場合					

区分	工種	項目		検査箇所並びに範囲	検査方法	合格の認定	測定箇所等		
よ う 壁 工	コンクリート よう壁	延長 (ℓ)	ℓ < 10m	全構造物の50%以上 延長は1箇所、その他は端、中央、端を測定する	テープ、スラントルール等による	- 5 cm以内			
			ℓ ≥ 10m			- 0.5%以上 最大-10cm以内			
		高さ (h)	h < 2 m			- 2 cm以内			
			h ≥ 2 m			- 1 %以内 最大- 5 cm以内			
		幅	b < 1 m			- 2 cm以内			
			b ≥ 1 m			- 3 cm以内			
		のり勾配						± 2 厘以内	
		品質	表面強度			テストハンマーによる 反発度測定 (1 箇所 3 cm、格子20点以上)		測定値の平均値が許容 強度を上廻る場合	(1 箇所の測定強度は設計基準強度の85%以上)
			注水検査			中腹より斜に 1 m 程度 穿孔の上注水		減水量が 3 cm/m60分 以内のもの	
			配筋			(必要に応じチェックする)		仕様に適合している場合	
			外観			豆板、砂ボロ、エクロ レッセンス、凍害等の 有無、打継目、収縮継 目、水抜、面取り等の 状態、養生の状態クラ ックの有無等		目的達成上支障のない もの	

区分	工種	項目	検査箇所並びに範囲	検査方法	合格の認定	測定箇所等	
よ う 壁 工	土のう積工 丸太積工 コンクリート 井げたよう壁	延長 (ℓ)	全構造物の20%以上	テープ、スラントルールによる	-10cm以内		
		のり勾配 (i)			-1分以内		
		のり長 (ℓ) 又は高 (h)			-10cm以内		
		控長			-10cm以内		
壁 工	補強土よう壁	延長 (ℓ)	ℓ < 10m	テープ、スラントルール等による	-5cm以内		
			ℓ ≥ 10m		-0.5%以内 最大-10cm以内		
		高さ (h)	-5cm以内				
		のり勾配 (i)	-3厘以内				
		部材数	設計量以上				
		品質規格	仕様どおりの場合				
基 礎 工	ブロック積工 等の基礎コン クリート (鋼 製擁壁の基礎 コンクリート を含む)	延長 (ℓ)	ℓ < 10m	本体と同一箇所	レベル、テープによる 測定検査できない場合 は、写真確認によるこ とができる	-5cm以内	
			ℓ ≥ 10m			-0.5%以内 最大-10cm以内	
		高さ (h)	-2cm以内				
		幅 (b)	-2cm以内				
工	置換基礎工 胴木基礎工	延長 (ℓ)	ℓ < 10m	本体と同一箇所	テープによる 測定検査できない場合 は、写真確認によるこ とができる	-5cm以内	
			ℓ ≥ 10m			-0.5%以内 最大-10cm以内	

区分	工 種	項 目	検査箇所並びに範囲	検 査 方 法	合 格 の 認 定	測 定 箇 所 等	
橋 工	橋梁塗装工	塗膜厚	1橋につき3箇所以上 1箇所-5点測定		-30%以内	(塗装手順、塗残し、塗膜欠陥等をチェック)	
		使用量			全使用量		
		塗装の種類			仕様に適合する場合		
	下部工	基準高	全箇所 各項目ごとに2箇所測定する (両端)	レベル、トランシット テープによる	±2cm以内	  	
		橋台幅 (ℓ) (橋軸直角又は斜角方向)			-3cm以内		
		橋台長 (B) (橋軸方向)			B < 1 m		-2cm以内
					B ≥ 1 m		-3cm以内
		高さ (h)			h < 2 m		-3cm以内
					h ≥ 2 m		-5cm以内
		胸壁全面間又は胸壁全面 と橋脚中心間の距離 (ℓ)			± (1 + $\frac{\ell}{20}$) 以内 最大±5cm以内		
		橋軸の偏心量 (e)			±5cm以内		
		法勾配			±2厘以内		
表面強度		平均強度が設計基準強度を上廻る場合					
注水検査		必要に応じ実施			減水量が3cm/m/60分以内のもの		
配筋	必要に応じチェックする	仕様に適合している場合					

区分	工 種	項 目	検査箇所並びに範囲	検 査 方 法	合 格 の 認 定	測 定 箇 所 等	
橋 梁 工	木造橋 (上下部構造)	基準高	全箇所		±10cm以内		
		橋長、支間長 (l)			± 5 cm 以内		
		全幅 (B) 及び全幅員 (B_1)			± 5 cm 以内		
		けた中心間距離 (d)			± 3 cm 以内		
		橋台土留め (橋軸直角又は斜角方向)			幅 (b) 高さ (h)	- 5 cm 以内	
		加工部材長さ			けた、はり、ぬき、筋かい、高欄等の各部材	- 3 cm 以内	
		橋軸の偏心量 (e)				± 5 cm 以内	
					±10cm以内		
ト ン ネ ル	トンネル	基準高 (拱頂)	基準高、幅、高さ、中心線の偏心量は施工延長40mにつき1箇所測定する 厚さの測定は40mにつき1箇所測定する なお、延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上測定を行う	レベル、トランシットテープによる	± 5 cm 以内		
		幅 (全幅) (B)			- 7 cm 以内		
		高さ (内のり) (h)			- 7 cm 以内		
		中心線の 偏心量			直線部		±10cm以内
					曲線部		±15cm以内
		厚さ (t)					- 5 cm 以内
		延長 (L)					-10cm以内
		品質規格					仕様どおりの場合

区分	工種	項目	検査箇所並びに範囲	検査方法	合格の認定	測定箇所等
舗 装 工	下層路盤工	基準高	200mにつき1箇所以上 基準高は、道路中心線及びその 端部で測定する	レベル、テープによる	- 5 cm以内	
		幅			- 5 cm以内	
		厚さ			- 4.5 cm以内	
	粒度調整	幅			- 5 cm以内	
		厚さ			- 3 cm以内	
	セメント安定 処理	幅	200mについて1箇所以上		- 5 cm以内	
		厚さ			- 3 cm以内	
	石灰安定処理	幅	200mについて1箇所以上		- 5 cm以内	
		厚さ			- 3 cm以内	
	歴青安定処理	幅	200mについて1箇所以上		- 5 cm以内	
厚さ		- 2 cm以内				
表層	幅	200mについて1箇所以上		- 2.5 cm以内	設計図書、仕様書、出稿図算と照合コンクリ ート舗装は圧縮試験平坦性については、溜水 を生じないこと	
	厚さ			- 0.9 cm以内		

◎ 中心線を除く工種の仕上げ状況の合格基準は、不都合がない場合とする

別紙

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官 殿

監督職員

工 事 完 成 報 告 書

平成 年 月 日付第 号をもって、この工事の監督職員を命ぜられ実施中のところ、このたび工事が完成し監督を終了したので下記の通り復命いたします。

記

1. 実行期間 着手 平成 年 月 日

完成 平成 年 月 日

2. 実行経過書類 別紙のとおり

(1) 出来形図

(4) 工事材料検査簿

(2) 監督日誌

(5) 記録写真

(3) 試験記録

(6) その他

3. 工事経過の所感

別紙

監督日誌

月	日	曜日	天候		気温		監督員
監督業務事項							
指示（承認）事項							
検査（確認）事項							
その他							

指 示 書

平成 年 月 日

殿

監督員

下記事項について指示、承諾、協議します。

指示、承諾、協議事項

現場代理人の印
主任技術者

別紙

検査不合格報告書

契約年月日	
場 所	
工 事 名	
完 成 期 限	
請負人住所氏名	
請 負 金	
検査立会者指名	
検査不合格の理由意見	

上記につき平成 年 月 日検査のところ不合格につき報告します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
又は分任支出負担行為担当官

殿

検査職員

印

林道工事完成検査野帳

年 月 日

森林管理署

検査官

工 事 名	工 事	延 長 (面積)	
請 負 金 額	着 工 年 月 日	年 月 日	
	完 成 年 月 日	年 月 日	
監 督 職 員	工 事 延 長 期 間		日
	完 成 検 査 年 月 日	年 月 日	
請 負 者	現 場 代 理 人		
	主 任 技 術 者		

検査結果

中 心 線

1. IPの位置

箇 所	I P. N O	交 角	I P 間 距 離		特 記 事 項
			I P. N O	距 離	

留 意 事 項	合 格 の 認 定 基 準
1. 交角について (1) 全IPの10%以上について検査する。 (2) 最低1分単位まで読みとり記帳する。	トランシットによる場合 ± 30 分以内 コンパスによる場合 $\pm 1^\circ$ 以内
2. IP間距離について (1) 全IPの10%以上について検査する。	± 20 cm以内 IP間距離40mを超える場合は $\pm 0.5\%$ 以内
3. O×で記帳する。	

箇 所	I P. N O	曲 線			特 記 事 項
		T L	S L	C L	

留 意 事 項	合 格 の 認 定 基 準
1. 曲線について (1) IP検査箇所について検査する。	± 10 cm以内
2. O×で記帳する。	

水 準 基 標 施 工 基 面 高

箇 所	測 点	水 準 基 標 施 工 基 面 高			特 記 事 項
		設 計	実 行	設計と実行の差	

留 意 事 項	合 格 の 認 定 基 準
1. 水準基標について (1) BM間 1箇所以下又は50%以上について検査する。 (2) mmまで読みとり記帳する。	±10cm以内
2. 施工基面高について (1) 1kmにつき1箇所以上、1箇所5点以上について検査する。 (2) cmまで読みとり記帳する。	±10cm以内 (余盛は別途加味する。)

2. 法 面

箇 所	測 点	切 取 ・ 盛 土				法 面 仕 上 げ			
		法 勾 配		法 長		切 取		盛 土	
		左	右	左	右	凹 凸	浮 石		凹 凸

留 意 事 項	合 格 の 認 定 基 準
1. 切取、盛土共200mにつき1箇所以上検査する。	
2. 法 勾 配 (1) 切取については、5厘まで読みとり記帳する。 (2) 盛土については、○×で記帳する。	± 5 厘以内 (余切り法面もこれに準ずる)
3. 法長については、切取、盛土共○×で記帳する。	法長 4 m未満±20cm以内 法長 4 m以上± 5 %以内
4. 法面仕上げ (1) 切取について イ 凹凸欄は土石、岩石別に次により記帳する。 ・ 法面に凹凸, 湾曲もなく仕上げ良好なもの …… A ・ 法面の凹凸, 湾曲が軽微で仕上げが普通なもの …… B ・ 法面に凹凸, 湾曲があり、仕上げがやや劣るもの …… C ロ 浮石欄には浮石状態を○×で記帳する。 (2) 盛土については、次により記帳する。 ・ 法面締固めがよく凹凸, 湾曲もなく仕上げが良好なもの …… A ・ 法面締固めがよいが凹凸, 湾曲が多少あるもの …… B ・ 法面締固めがよいか又はやや劣り, 凹凸, 湾曲が20%以内あるもの …… C	不良でない場合 安全と認められる場合 不良でない場合

植 生 工

箇 所	区 間	吹付延長		吹付法長		吹付の状態 (植 被 率)	厚層基材、 客土吹付 工の厚さ	特 記 事 項
		左	右	左	右			

留 意 事 項	合 格 の 認 定 基 準
1. 施工面積の20%以上について検査する。	法長 4 m未満 ±20cm以内 4 m以上 ± 5 %以内 延長 -10cm以内
2. 植 被 率 (1) 1,000㎡について1箇所以上、ただし、5,000㎡以上は5箇所検査する。	植被率 70%以上
3. 厚尺基材又は客土吹付等の厚さ (1) 1,000㎡について1箇所以上、ただし、5,000㎡以上は5箇所検査する。	所定厚の±20%以内
4. ○×で記帳する。	

特殊配合モルタル吹付工

箇所	区間	接着強度	重ね合わせの程度	金網の結束間隙	アンカー釘	吹付量		吹付の状態	特記事項
						客土	ロックメント		

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 施工箇所の30%以上について検査する。	
2. 区間長	L < 10m - 5 cm以内 L ≥ 10m - 0.5%以内 最大 - 10cm以内
3. 法長	- 2%以内
4. 接着強度 (500㎡につき3箇所以上 ただし、1,000㎡以上は6箇所)	δ 28 = 8 kg/cm ² 以上 これを下回る確率1/4以内かつ 接着強度を下回る確率が1/20以内
5. 重ね合わせの程度、金網の結束間隙、アンカー釘 (500㎡につき2箇所以上、 ただし、1,000㎡以上は4箇所)	金網、ヤシマット ~ 0cm以上 結束間隙 ±20%以内 アンカー釘 (2m × 2m) 1箇所の本数 - 20%以内
6. 客土 (500㎡につき6箇所以上) ロックメント (500㎡につき10箇所以上)	所定厚の±20%以内
7. 種吹付	植生工に準ずる
8. ○×で記入する。	

コンクリートブロック積工等

箇所	測点	延長	控 (厚)	検査箇所						積石寸法	厚さ			胴込・裏込コンクリートの品質
				法長			法勾配				裏込コンクリート	胴込コンクリート	裏込磔	
		()	()	()	()	()								

(略 図)

(特記事項)

注：() には設計値を記帳する。

留意事項	合格の認定基準
1. 全構造物30%以上について検査する。(全項目)	
2. 測定箇所は延長は1箇所、その他は両端、中央の3箇所とする。	
3. 延長、長さ、法長はcm単位で記帳する。	延長 $L < 10m$ - 5 cm以内 $L \geq 10m$ - 0.5%以内 最大-10cm以内 法長 - 5 cm以内
4. 法勾配は厘単位で記帳する。	± 2 厘以内
5. 厚さ (面から裏込コンクリートまで) (裏込コンクリート) (裏込磔)	- 2 cm以内 - 3 cm以内 - 5 cm以内
6. 積石寸法	仕様に適合するもの
7. 胴込・裏込コンクリートの品質	品質良好で突固めが十分の場合
8. 裏込磔の品質	仕様に適合する場合
9. 基礎工は別紙様式20による	
10. ○×で記帳する。	

編 柵 工

箇 所	測 点	延 長	高 さ	杭間隔	杭本数	仕上げ状況	品 質 規 格

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 全箇所の20%以上について検査する。	延長 $L < 10\text{m}$ - 20cm以内 $L \geq 10\text{m}$ - 2%以内 柵高 - 3 cm以内 杭間隔 $\pm 20\text{cm}$ 以内 杭本数 (延長/杭間隔) + 1 本以上
2. 仕上げ状況	不都合がない場合
3. ○×で記帳する。	

岩 座 張 工

箇所	測点	延長	法 長				法 勾 配			仕上げ 状 況	特 記 事 項
		()	()	()	()						

注：() には設計値を記帳する。

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 全箇所の20%以上について検査する。	延長 - 10cm以内 法長 - 10cm以内 法勾配 - 5 厘以内
2. 仕上げ状況	不都合がない場合。
3. ○×で記帳する。	

鉄線籠・籠よう壁・簡易鋼製土留よう壁

箇 所	測 点	籠 種類	籠 規格	布設延長	布設高	中 詰 石 の 品 質 ・ 規 格	仕 上 げ の 状 態	特 記 事 項

留 意 事 項	合格のに認定基準
1. 全箇所の20%以上について検査する。 (1箇所換算又はテープによる測定)	延長 高さ - 1%以内 - 5 cm×段数以内 仕様どおりの場合
2. 仕上げの状況	不都合がない場合 (変形の有無を含む) (長さ、幅高の寸法番線、 網目のチェックを含む)
3. ○×で記帳する。	

路 盤 工

箇所	測点	幅	厚さ	品質	購 入 砕 粒 径	特記事項

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 200mにつき1箇所以上検査する。	幅 - 5 cm以内 厚さ - 10%以内
2. 数量欄は次により記帳する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷厚、敷幅及び仕上りが良好なもの…………… A ・ 敷厚、敷幅及び仕上りが普通なもの…………… B ・ 敷厚、敷幅はよいが、仕上りがやや劣るもの…………… C 	適当と認められる場合
3. 品質欄は○×で記帳する。	仕様どおりの場合
4. 購入碎石粒径欄は次により記帳する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 混合割合が適度にあるもの…………… A ・ 混合割合が普通なもの…………… B ・ 混合割合が大小いずれかにやや片寄ったもの…………… C 	不良でない場合

側 溝 (素 掘)

箇 所	測 点	土 質		側 溝							
				上 幅		下 幅		深 さ		延 長	
		左	右	左	右	左	右	左	右	測 点	延 長

留 意 事 項	合 格 の 認 定 基 準
1. 300mにつき1箇所以上検査する。	高さ - 5 cm以内 幅 - 5 cm以内 延長 - 10cm以内
2. 仕上げの状況	通りよく安定している場合
3. ○×で記帳する。	

開渠 横断溝・側溝（コンクリート製品）

箇所	測点	長さ	幅	厚さ	高さ	仕上げの状況、 基床材	特記事項

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 側溝は300mについて1箇所以上検査する。 横断溝・開渠は施工箇所の50%以上について 検査する。 (1箇所換算又はテープによる測定)	延長 -0.1%以内 最大- 2 cm以内 幅 - 2 cm以内 高さ (深さ) - 2 cm以内 厚さ - 1 cm以内
2. 仕上げの状況	不都合がない場合 (呑、吐口の処理状況、 布設・方向・通りを含む)
3. 基礎工については別紙様式20による。	
4. ○×で記帳する。	

開 渠 横断溝（鋼製品）

箇 所	測 点	延 長	幅	高 さ	仕上げの状況	基床材	特記事項

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 側溝は300mについて1箇所以上検査する。 横断溝、開渠は施工箇所の50%以上について検査する。 （1箇所換算又はテープによる測定）	延長 -0.1%以内 最大 - 2 cm以内 幅 - 3 cm以内 高さ - 2 cm以内
2. 仕上げの状況	不都合がない場合 （呑口・吐口の処理状況、 布設方向、通りを含む）
3. 基礎工については別紙様式20による。	
4. ○×で記帳する。	

コンクリート管工

箇所	測点	長さ	内径	たわみ	仕上げの状況	基床材	特記事項

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 検査は全箇所の50%以上とする。 (1箇所換算又はテープによる測定)	長さ -0.1%以内
2. 内径、たわみ	たわみ 施工延長の1%以内 内径 仕様に適合したもの
3. 仕上げの状況	不都合がない場合 (基礎、埋戻し、通り変形を含む)
4. 基礎工については別紙様式20による。	
5. ○×で記帳する。	

コ ル ゲ ー ト パ イ プ 合 成 樹 脂 管

箇	所				
測	点				
型	式				
板	厚				
延	長				
ス	パ ン				
仕 上 げ 状 況	沈下がなく勾配、通水状態が良好なもの				
	沈下がなく勾配、通水状態が普通なもの				
	布設状態がやや劣るもの				
呑 口 処 理 吐 状 口 況	埋戻し良好で潜流のないもの				
	埋戻し跡片付等が普通で潜流のないもの				
	埋戻し跡片付等がやや劣るもの				
変	形				
た	わ み				
仕	上 げ 状 況				

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 延長 管径2.0m以上→全箇所 管径2.0m未満→施工箇所の50%以上 (1個換算又はテープによる測定)	延長 -0.1%以内 変形量 正規直径の±10%以内 合成樹脂 径の20%以内 たわみ量 施工延長の1%以内 スパン ±2%以内 (アーチ型に適用) (ボルトの締付を含む)
2. 測定はcm単位とする。	
3. たわみ、呑口、変形の欄には該当するものに ○印で記帳する。	
4. 仕上げ状況	布設勾配、方向・通りを含む。
5. 基礎工については、別紙様式20による。	
6. ○×で記帳する。	

ボックスカルバート

箇所	測点	延長	高さ	内のり幅	厚さ	品質規格	特記事項

留意事項	合格の認定基準
1. 全施工箇所について検査する。	延長 L < 20m - 5 cm以内 L ≥ 20m - 10cm以内
2. 測定は、cm単位とする。	高さ ± 3 cm以内 内のり幅 - 3 cm以内 厚さ - 2 cm以内
3. 仕上げの状況	不都合がない場合 (品質の確認を含む。)
4. 基礎工については、別紙様式20による。	
5. ○×で記帳する。	

コンクリート擁壁

箇所	測点	延長	上幅	高さ				外観	法勾配			圧縮強度	クラック	配筋
				検査箇所					検査箇所					
			()	()	()	()					()			

(略 図)	(特記事項)	テストハンマー	○	○	○	○	○
		=	○	○	○	○	○
		20	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○

注：() には設計値を記帳する。

留 意 事 項	合 格 の 認 定 基 準
1. 全構造物の50%以上について検査する。 (1箇所換算又はテープによる測定)	
2. 延長1箇所、幅3箇所、高さ3箇所、法勾配3箇所、強度1箇所(3cm格子20点以上)以上について測定する。	延長 L < 10m - 5cm以内 L ≥ 10m - 0.5%以内 最大-10cm以内
3. 延長、幅、高さはcm単位で記帳する。	高さ h < 2m - 2cm以内 h ≥ 2m - 1%以内 最大-5cm以内
	幅 b < 1m - 2cm以内 b ≥ 1m - 3cm以内
4. 法勾配は、厘単位で記帳する。	± 2 厘以内
5. 強度はkg/cm ² で記帳する。	測定値の平均値が設計基準強度を上廻る場合(1箇所の測定強度は設計基準強度の85%以上)
6. 外観は、豆板、砂ボロ、エフロレッセンス、冷害等の有無、打継目、収縮継目、水抜、面取り等の状態、養生の状態、 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> 良いもの…………… A 普通のもの…………… B やや劣るもの……… C </div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div>として記帳する。</div> </div>	
7. 配筋については、必要に応じチェックする。	仕様に適合している。

コンクリート穿孔注水検査

箇 所	測 点	名 称	穿 孔 注 水		特 記 事 項
			深 度	減水度	

(窟孔位置略図)

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 全構造物の50%以上について必要に応じ実施する。	減水 3 cm/m/60分以内のもの
2. 中腹より斜に 1 m程度穿孔の上注水する。	
3. 減水度欄には 1 分間で減水した量をcm単位で記帳する。	

土 の う 積 工
丸 太 積 工

箇所	測点	延長	法長又は高さ	積工	法勾配	仕上げ状況	特記事項

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 全箇所の20%以上について検査する。	
2. 延 長	延長 -10cm以内
3. のり長又は高さ 控 長	-10cm以内
4. 数 量 袋数検査とする。	設計数量以上の場合
5. 法勾配	-1.0分以内
6. 仕上げ状況	不都合がない場合 (裏込材の品質、締固めを含む。)
7. ○×で記帳する。	

鋼 橋 (H桁含む)
床 版 桁
T 桁
P C 桁

橋 梁 上 部 工

名 称					測 点			
項 目	検 査			留 意 事 項	合 格 の 認 定 基 準			
	①	②	③					
橋 長				全 施 工 箇 所	鋼 橋	±(1.0 + L/100) cm以内		
					鋼橋以外	± 3 cm以内		
幅 員				全施工箇所	± 3 cm以内			
舗 装 面				全施工箇所 (平坦性、排水性)	不都合がない場合			
床 版 厚				全施工箇所	- 1 cm + 2 cm以内			
そ り (キャンバー)				全 施 工 箇 所	鋼 橋	L ≤ 20m	±0.5cm以内	
						20 < L ≤ 40m	-0.5~ +1.0cm以内	
						40 < L ≤ 80m	-0.5~ +1.5cm以内	
				鋼橋以外	-0.0cm + 3 cm以内			
地 覆 幅				全施工箇所	± 1 cm以内			
地 覆 高				全施工箇所	± 1 cm以内			
コ ン ク リ ー ト 強 度				全施工箇所	平均強度が設計強度を上回る場合 (テストピース・シュミットハンマーによる)			
配 筋				全施工箇所 (品質・規格)	仕様に適合する場合			
桁 類				全施工箇所 (品質・規格)	仕様に適合する場合 (鋼橋、T桁・PC桁に適用)			
接 合	継手 横桁				全施工箇所	仕様に適合する場合 鋼橋		
	横締				全施工箇所	PC桁		
配水管、沓 伸縮継手 高欄				全施工箇所	仕様に適合する場合 該当事項に適用			
仕 上 げ 状 況					不都合がない場合 (面取・水切・塗装を含む)			

橋 梁 上 部 工 （ 塗 装 工 ）

名 称				測 点	
	項 目	検 査			
①		②	③		
塗 膜 厚				1 橋につき 3 箇所以上 1 箇所～ 5 点測定	-30%以内
使 用 量				1 橋につき 3 箇所以上 1 箇所～ 5 点測定	全使用量
塗 装 の 種 類				1 橋につき 3 箇所以上 1 箇所～ 5 点測定	仕様に適合する場合
仕 上 が り の 状 況				1 橋につき 3 箇所以上 1 箇所～ 5 点測定	不都合がない場合
				1 橋につき 3 箇所以上 1 箇所～ 5 点測定	塗装手順、塗残し、塗膜欠陥 等をチェック

○×で記帳する。

橋 梁 (下部工)

	右 岸	左 岸	特 記 事 項
基 準 高	①	①	
	②	②	
橋 台 幅 (橋 脚 幅)	①	①	
	②	②	
橋 台 長 (橋 脚 長)	①	①	
	②	②	
高 さ	①	①	
	②	②	
橋脚前面間 又橋脚前面 橋脚中心 距離			
橋 軸 の 偏 心 量			
法 勾 配			

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 検査箇所は全箇所とする。	
2. 各項目毎2箇所とする。(両端)	
3. 基 準 高 橋 台 幅 (橋軸直角又は斜角方向) 橋 台 長 (橋軸方向) 高 さ	± 2 cm以内 - 3 cm以内 長さ < 1 m - 2 cm以内 ≥ 1 m - 3 cm以内 高さ < 2 m - 3 cm以内 ≥ 2 m - 5 cm以内
4. 橋壁全面間又は橋壁全面と橋脚中心間又は橋脚と橋脚の中心部の距離	± (1 + L/20) 以内 最大 ± 5 cm以内
5. 橋軸の偏心量	± 5 cm以内
6. 法勾配	± 2 厘以内
7. コンクリート (圧縮強度、配筋、注水検査等) 橋台、橋脚、軸擁壁については、コンクリート 検査(様式17) 注水検査(様式18)による。	
8. ○×で記帳する。	

橋 梁 (木 橋)

名 称				測 点	
基 準 高					
橋 軸 の 偏 心 量				(特記事項)	
橋 長	検査箇所				
全 幅 員	検査箇所				
橋 面	検査箇所				
高 欄	検査箇所				
桁杭、部材 そ の 他	検査箇所				
防 腐 処 理 状 況					
金 具 取 付 状 況					

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 全橋梁について検査する。	
2. 基準高	±10cm以内
3. 橋軸の偏心量	±10cm以内
4. 測定位置 (1) 橋長は、左右両端を測定する。 (2) 全幅員は、中央及び両端の3箇所とする。 (3) 橋台土留は、幅、高さとする。 (4) けた中心間距離 (5) 高欄は、左右両側とする。 (6) 桁杭、その他部材（抽出検査）	± 5 cm以内 ± 5 cm以内 幅－ 5 cm以内 高さ－ 3 cm以内 ± 3 cm以内 長さ± 5 cm以内 仕様どおりの場合
5. 防腐処理及び金具取付状態	仕様どおりの場合
6. ○×で記帳する。	

舗 装 工

項目 箇所	区間	下層路盤			上層路盤								表層	
		基準高	幅	厚さ	粒度調整		セメント安定処理		石灰安定処理		瀝青安定処理		幅	厚さ
					幅	厚さ	幅	厚さ	幅	厚さ	幅	厚さ		

留 意 事 項	合格の認定基準
1. 200m について 1 箇所以上検査する。	
2. 下層路盤（基準高は道路中心線及びその端部で測定）	基準高 - 5 cm 以内 幅 - 5 cm 以内 厚さ - 4.5cm 以内
3. 上層路盤	粒度調整 セメント安定処理 石灰安定処理 幅 - 5 cm 以内 厚さ - 3 cm 以内
	瀝青安定処理 幅 - 5 cm 以内 厚さ - 2 cm 以内
4. 表層	幅 - 2.5cm 以内 厚さ - 0.9cm 以内
5. 設計図書、仕様書、出来高図等と照合 コンクリート舗装は、圧縮試験 平坦性については、溜水を生じないこと。	
6. ○×で記帳する。	

